

## 第10回規制支援審議会の答申への対応について

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構  
安全研究・防災支援部門

第10回規制支援審議会における答申（令和5年3月22日付）では、

- 安全研究や規制支援に係る人員、予算等の経営資源について、研究予算が安全研究・防災支援部門の安全研究センター及び原子力緊急時支援・研修センターに対して十分に配賦され、それぞれで適切に執行されていること、今後も継続的に経営資源に関する情報を開示することで答申へ対応していることを確認した。一方、①運営費交付金だけでなく外部資金も含めた予算の全体像を把握できるように、外部資金も含めた資金の全体概要について、次回説明されたい。
- 内部監査については、前回の答申に従って監査の方法や報告内容について適切に説明いただいた。なお、②内部監査における指摘事項については、原因の究明、改善状況のフォローアップ等を意識して実施していただきたい。
- センター長の権限を越える決裁状況については、③決裁権限の変更が継続して実施されていること、その結果として部門長ではなく理事長の決裁がなされたことを確認した。
- 受託研究、委託研究及び共同研究の実施状況については、受託事業の進め方に関するルールに基づき、安全研究・防災支援部門が実施した自己点検結果等を参考としつつ審議し、業務実施における中立性と透明性が担保されていることを確認した。なお、④再委託については、それ以降の多段階の委託もあり得ることを踏まえて自己点検を実施していただきたい。

との意見をいただいた。

機構では、上述の答申における下線部①～④について、以下のとおり対応しているところである。

- ① 令和5年度までの予算、人員の推移を規審12-5に示すとともに、安全研究・防災支援部門で実施している受託事業の予算の状況を規審12-6に示した。

安全研究・防災支援部門の予算執行状況、経営資源の開示については、過年度の答申を受けた対応を継続し、令和5年度に実施された原子力規制委員会の

国立研究開発法人審議会日本原子力研究開発機構部会（以下「機構部会」という。）において、令和4年度分の内容が配布資料として使用（開示）された。令和5年度分についても、令和6年度に実施される機構部会において開示する方針を継続する予定である。

- ② 機構内での内部監査において、中立性ルールの教育が派遣労働者に対して実施されていないとのコメントがあり、そのフォローアップを実施した。原因としては、派遣労働者は受託業務に100%の-effortで携わることで契約しており、部門としては利益相反のおそれがなく、必ずしも教育が必要でないと判断していたためである。令和4年度からは、内部監査でのコメントを踏まえ、派遣労働者も含めて教育を実施するとともに、教育の対象者に漏れのないことを確認している。なお、この対応については監査室にも報告している。また、令和5年度からは、対象者のみならず、兼務者の所属長にも中立性ルールを周知している。
- ③ センター長の権限を越える決裁案件について、部門長に付与されていた決裁権限の一部（規制支援に係る事項）を理事長決裁に変更した対応に関しては、令和3年4月1日施行以降、継続して実施している。  
※本項目に係る決裁権限に関する実施状況については、規審12-7において報告するのでご確認いただきたい。
- ④ 再委託については、それ以降の多段階の委託もあり得ることを踏まえて自己点検を実施し、問題がないことを確認した。また、令和5年度における業務に関して自己点検を実施した結果、規審12-8に示すとおり、すべての業務が現行の中立性ルールに沿って実施されており、中立性及び透明性を損なうような要因は発生していないと考えられる。

なお、答申書への対応については、センター運営会議、研究グループ会議等により、研究実施者・事務担当者への周知徹底を行っている。さらに、企画調整室による契約請求書類等に対する確認を確実に実施している。

また、規制庁からの受託事業の進め方に関するルール（中立性ルール、平成30年改定）について、各センター幹部から関係者への周知徹底を図っている。

※中立性ルールの改定案については規審12-9及び規審12-10において報告するので、確認いただきたい。

以 上